第百三十一回国会
衆議院

文教委員会議録　第三号

平成六年十月二十六日（水曜日）
午後四時三十二分開議

出席委員
委員長　伊吹　文明君
理事　小川　元君　理事　片岡　武司君
理事　穂積　良行君　理事　倉田　栄喜君
理事　藤村　修君　理事　興石　東君
稲葉　大和君　小野　晋也君
岸田　文雄君　栗原　博久君
斉藤斗志二君　田野瀬良太郎君
石田　勝之君　石田　美栄君
岩浅　嘉仁君　江崎　鐵磨君
西　博義君　福留　泰蔵君
松沢　成文君　沢藤礼次郎君
濱田　健一君　山崎　泉君
中島　章夫君　山原健二郎君
大谷　忠雄君

出席国務大臣
文部大臣　与謝野　馨君

出席政府委員
文部大臣官房長　佐藤　禎一君

委員外の出席者
文教委員会調査室長　長谷川善一君

委員の異動
十月二十六日
辞任　補欠選任
井上　喜一君　岩浅　嘉仁君
松田　岩夫君　江崎　鐵磨君
嶋崎　譲君　山崎　泉君

同日
辞任　補欠選任
岩浅　嘉仁君　井上　喜一君
江崎　鐵磨君　松田　岩夫君

山崎　泉君　嶋崎　譲君

同日
理事松田岩夫君同月二十五日委員辞任につき、その補欠として松田岩夫君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件
理事の補欠選任
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案（内閣提出、第百二十九回国会閣法第四八号）

○伊吹委員長　これより会議を開きます。
第百二十九回国会、内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案を議題といたします。
質疑の申し出がありませんので、昨日の質疑をもって本案に対する質疑は終了いたしました。

○伊吹委員長　この際、本案に対し、片岡武司君外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案による修正案が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。興石東君。

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○興石委員　私は、提出者を代表して、ただいま議題となりました修正案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。
第一は、退職共済年金と雇用保険法による基本手当等との調整の実施時期を平成十年度からとし、必要な整理を行うこと、
第二は、本法律案の施行日を公布の日に改めるとともに、第一の修正に伴う施行期日の修正を行うほか、平均標準給与月額の再評価については平成六年十月一日から適用することとする等、施行期日等について所要の整理を行うことであります。
以上が修正案の趣旨であります。
何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○伊吹委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。
この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣において御意見があればお述べいただきたいと存じます。与謝野文部大臣。

○与謝野国務大臣　ただいまの修正案につきましては、政府としてはやむを得ないものと考えます。

○伊吹委員長　これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。
討論の申し出がありますので、これを許します。
山原健二郎君。

○山原委員　私は、日本共産党を代表して、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。
本法案のその最大の問題点は、退職共済年金の支給開始年齢を現行の六十歳から六十五歳に引き延ばし、その期間は、退職共済年金の報酬比例部分のみ支給するとしていることであります。私学の場合、六十五歳定年制が一部実施されているとはいえ、圧倒的多数が六十歳定年制をとっています。こうしたもとでの退職年金の五年繰り延べは、所得の空白期間をつくり、深刻な老後不安をもたらすことになります。
しかも、六十歳から六十四歳までの期間に支給される報酬比例部分は、満額年金の半分程度でしかありません。現在でも、退職年金の平均月額は組合員期間二十年以上で十九万六千円程度であり、結局、この間は半分の十万円弱で我慢せよということになります。現状でも、高齢者の多くは年金だけでは暮らせないというのが実態でございます。満額でも足りない年金の半分程度では、六十歳代前半の生活が維持できないことは明白であり、老後の暮らしを根底から破壊するものであることは重大であります。
また、年金の給付水準を抑制しようとしていることも問題であります。五年ごとのスライドを税、社会保険料を差し引いた手取り賃金の上昇に応じたものに変更することで、年金の給付水準は一五％相当が引き下げられます。今後、掛金が引き上げられるごとに年金が引き下げられるという矛盾も起こるところであります。
また、雇用保険と年金とは別々の目的を持ってつくられた制度であり、労働者はそれぞれに長期間にわたって保険料を掛け続けているにもかかわらず、失業給付と退職共済年金の併給を停止することは、道理に合わないばかりか、既得権の侵害となります。
以上、本法案は圧倒的多数の勤労者の生活と将来設計にかかわる重大な法案であり、十分な審議が必要であり、慎重な審議が求められているところだと思います。
なお、本日委員会に提出されました修正案は、本法案の根幹部分を変えるものではなく、賛成できないことをここに表明をいたしまして、私の反対討論を終わります。

○伊吹委員長　これにて討論は終局いたしました。

○伊吹委員長　これより採決に入ります。
第百二十九回国会、内閣提出、私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案及びこれに

対する修正案について採決いたします。
まず、片岡武司君外三名提出の修正案について採決いたします。
本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○伊吹委員長　起立多数。よって、本修正案は可決されました。
次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。
これに賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○伊吹委員長　起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○伊吹委員長　ただいま議決いたしました法律案に対し、片岡武司君外三名から、自由民主党、改革、日本社会党・護憲民主連合及び新党さきがけの四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。
提出者から趣旨の説明を求めます。倉田栄喜君。
○倉田委員　私は、提出者を代表いたしまして、ただいまの法律案に対する附帯決議案につきまして御説明申し上げます。
まず、案文を朗読いたします。
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（案）
政府は、私学振興の見地から、都道府県からの助成について、その財源確保に努めるよう、特段の配慮をすべきである。
その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。
何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。
○伊吹委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。
採決をいたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。
〔賛成者起立〕
○伊吹委員長　起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。
この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。与謝野文部大臣。
○与謝野国務大臣　ただいま御決議がございました事項につきましては、御趣旨に沿って十分検討いたしたいと存じます。

○伊吹委員長　お諮りいたします。
ただいま修正議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○伊吹委員長　御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○伊吹委員長　この際、理事の補欠選任の件についてお諮りいたします。
委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員になっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○伊吹委員長　御異議なしと認めます。
それでは、理事に松田岩夫君を指名いたします。
次回の委員会の日程は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時四十二分散会

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案に対する修正案

私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三条のうち私立学校教職員共済組合法第二十五条の表以外の部分の改正規定中「第十二条の八の二」を「第十二条の八の三」に改め、同条の表の改正規定中

附則第十二条の八の二第二項第一号	大蔵省令

を

附則第十二条の八の二第二項第一号及び附則第十二条の八の三第一項第二号	文部省令

に改める。

大蔵省令	文部省令

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。
第七条のうち私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十四項の改正規定中「第十二条の八の二」を「第十二条の八の三」に改め、同条を第六条とする。
第八条を削る。
附則第一項の見出しを「（施行期日等）」に改め、同項中「平成六年十月一日」を「公布の日」に改め、第三号を削り、同項第二号中「第七条」を「第六条」に、「平成八年四月一日」を「平成十年四月一日」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号中「第六条」を「第五条」に、「附則第六項」を「附則第七項」に改め、同号を同項第三号とし、同号の前に次の二号を加える。
一　第一条中私立学校教職員共済組合法第二十二条第一項の改正規定（同項の表に係る部分を除く。）及び同法第二十四条の改正規定並びに附則第五項の規定　この法律の公布の日の属する月の翌月の初日
二　第一条中私立学校教職員共済組合法第五十一条の改正規定及び附則第六項の規定　この法律の公布の日から起算して二十日を経過した日
附則第六項を附則第七項とし、附則第五項中「この法律」を「附則第一項第二号に掲げる改正規定」に改め、同項を附則第六項とし、附則第四項中「第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法」を「改正後の法」に、「施行日以後」を「施行日前」に、「施行日前」を「同日前」に改め、同項を附則第五項とし、附則第三項中「平成六年十月」を「施行日の属する月」に改め、同項を附則第四項とし、附則第二項中「この法律の施行の日（以下「施行日」という。）」を「施行日の属する月の初日」に、「施行日」を「同日」に、「のうち、平成六年六月一日から同年九月三十日までの間に組合員の資格を取得した者又は私立学校教職員共済組合法第二十二条第七項の規定により同年七月から同年九月までのいずれかの月から標準給与が変更された者であって、同年九月」を「であって、施行日の属する月の前月」に、「第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法」を「改正後の法」に改め、同項を附則第三項とし、附則第一項の次に次の一項を加える。
2　第一条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法（以下「改正後の法」という。）附則第二十八項の規定及び第四条の規定による改正後の私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律附則第十項の規定は平成六年十月一日から、改正後の法第二十二条第一項の表の規定並びに附則第三項及び第四項の規定はこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の初日から適用する。

本修正の結果必要とする経費
本修正の結果必要とする経費は、平成九年度において約九百万円の見込みである。

平成六年十一月四日印刷　平成六年十一月七日発行　衆議院事務局　印刷者　大蔵省印刷局　F